

奈良県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲 義男	大和郡山市白土町六五九
〃	喜多 六宏	〃 〃 六三〇
〃	東口 義巳	〃 〃 六〇六
〃	北口 健	〃 石川町五一三
〃	稲垣 滋	〃 〃 五二七
〃	喜多 正隆	〃 発志院町三六三
〃	奥井 正実	〃 〃 三五四―二
〃	辻井 定雄	〃 中城町一
〃	鈴村 文隆	〃 番条町五六三
〃	大橋 一昭	〃 〃 五五六―一
監事	中村 隆昭	〃 石川町五一八
〃	南 喜文	〃 発志院町三七一
〃	増田 均	〃 中城町二七九
〃	堀内 弘嗣	〃 番条町六一九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲 義男	大和郡山市白土町六五九
〃	東口 義巳	〃 〃 六〇六
〃	喜多 六宏	〃 〃 六三〇
〃	稲垣 太造	〃 石川町五五八
〃	稲垣 滋	〃 〃 五二七
〃	奥井 洋詞	〃 発志院町三五七―三
〃	宮下 昇	〃 〃 一四〇―二
〃	辻井 廣至	〃 中城町三一〇

〃 〃 〃 監事 〃 〃
堀内 奥田 中谷 中村 大橋 鈴村
弘嗣 昌弘 康二 隆昭 一昭 文隆

〃 〃 〃 〃 〃 〃
番条町六一九 中城町三〇八 発志院町三七七 石川町五一八 〃 五五六―一 番条町五六三